

## 令和3年第12回庄内町農業委員会総会議事録

### 1 会議日程 令和3年12月27日（月）

開 会 午後 3時30分

閉 会 午後 4時25分

### 2 会議場所 庄内町役場 A棟 4階 議場

### 3 出席委員の番号及び氏名（17名）

1番 高橋 聡

3番 齋藤 智幸

4番 佐藤 優人

5番 五十嵐 晃

6番 齋藤 克行

7番 小野 隆

8番 長南 統

9番 日下部 崇喜

10番 小林 ひろみ

11番 遠田 雅弘

12番 川井 利光

13番 和島 孝輝

14番 高橋 義夫

15番 佐藤 恒子

16番 日向 弘明

17番 佐藤 繁

18番 若松 忠則

### 4 欠席委員の番号及び氏名（1名）

2番 秋葉 俊一

### 5 議長の委員番号及び氏名

18番 若松 忠則 （会長）

### 6 説明及び議事録作成のため出席した者

事務局長 佐々木 平喜

主査兼農地農政係長 佐藤 良子

農業経営改善相談員 河村 清男

### 7 会議に付した議案

報告第22号	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について	(17件)
報告第23号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について	(21件)

報告第 24 号	非農地と判断された農地について	( 8 件)
議案第 37 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	( 9 件)
議案第 38 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	( 1 件)
議案第 39 号	庄内町農用地利用集積計画について (一般事業)	(12 件)

◎開 会 (午後 3 時 30 分)	
◎諸報告	
議長	これより令和 3 年第 12 回庄内町農業委員会総会を開会いたします。 議事に入る前に、事務局長から諸般の報告をさせていただきます。
事務局長	本日の委員の出席状況について、報告いたします。本日は、2 番 秋葉 俊一 委員 より欠席との報告を受けております。 次に、本日配布の資料について報告いたします。 「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る土地利用計画図等」、「農地パトロールの調査結果」、「令和 3 年度地区別農業委員・農業者年金協会代議員合同研修会開催要項」、「第 3 期農業ファシリテーター養成研修会開催要領」、「第 15 回あなたが選ぶ日本一おいしい米コンテスト報告書」、「農業委員費用弁償明細第 2 期分」、「令和 4 年産の需要に応じた米生産の対応について (抜粋資料)」、「農協広報 (12 月号)」、「行事報告書」、「行事予定書」になります。 それでは、令和 3 年第 11 回総会後の行事経過についてを報告をします。行事報告書をご覧ください。 (令和 3 年第 11 回総会後の行事経過について、報告書に基づいて説明) 続いて、令和 3 年第 12 回総会後の行事予定について、説明いたします。行事予定書をご覧ください。 (令和 3 年第 12 回総会後の行事予定について、予定書に基づいて説明)
議長	諸般の報告が終わりました。質問のある方お願いします。 無いようですので諸般の報告を終わります。 ただ今の出席委員は 17 名です。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。
◎議事録署名委員の選出	
議長	最初に、議事録署名委員の選出ですが、慣例により私から指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり) 異議なしの声がございますので、私から議事録署名委員を指名させていただきます。3 番 齋藤 智幸 委員、4 番 佐藤 優人 委員 両名に議事録署名委員をお願いいたします。 なお、書記には、事務局長を指名いたします。
◎報告	
議長	報告第 22 号の上程、説明、質疑
議長	報告第 22 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について、を上程いたします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第 22 号の資料に基づき、報告を朗読)

	詳細につきましては、佐藤主査より説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(報告第 22 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより、報告に対する質疑を行います。 17 番 佐藤 繁 委員。
17 番 佐藤	17 番 佐藤です。 権利取得年月日に平成の元号のものがいくつか見られます。例えば 15 番ですと、平成●●年●月●●日に取得しています。それが今日の総会の議案に出てきていますが、なぜこのように遅れて出てくるのでしょうか。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	この権利取得日という日は、登記義務者の亡くなられた日が記載されているわけですが、亡くなられた後すぐに相続手続きをし、農地法第 3 条の 3 の規定による届出をすれば、その近くの総会議案に報告案件として出てくるところですが、相続手続きをするのが遅い方も中にはいらっしゃいます。そういったところで、平成の元号の権利取得日が出てきているものを、今相続したという形で報告があったということになります。さらに、今まで円滑化事業で農地を委託していた方たちが、10 年という契約満了期間を迎え、その後、契約をし直すわけですがけれども、その時は、相続がなされていないと、基本賃貸借契約が出来ないということもありますので、そのような場合は、農業委員会でも相続して下さいという声かけをさせていただいているところもあります。そのこととさらに、相続に時間がかかる案件が多々あると見受けられるということもあると思われま。
議長	17 番 佐藤委員。
17 番 佐藤	はい、わかりました。 それからもう 1 点なのですが、番号 16 番、17 番の関係です。16 番は時効取得を平成●年の●月●日にし、17 番では令和●年●月●日に相続となっているのですが、今日の総会にこの時効取得が出てくるということは、時系列的に手続きは、さかのぼって時効取得されてその後相続をされて今日の総会に出てきたのでしょうか。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	ただいまの件ですが、佐藤委員がおっしゃるとおり、時効取得をして、その後に相続の届け出をしたと時系列的にはなりますが、その届出が今回の受付期間内にあったということになります。こちらの方は、民法による届出ということになっておりますので、農業委員会の方で時効取得して駄目だとか、この人に相続して駄目だという権限はないものですから、このような届出があったということを皆様に報告するというようになっておりますので、今回はこのような報告となっております。
議長	17 番 佐藤委員。
17 番 佐藤	今の件ですが、届出があったので、今回総会にそのまま出したということですが、後々からこの権利関係がもめるということは想定されないということですのでよろしいですね。

議長	佐藤主査。
佐藤主査	既に、権利が決まったという報告ですので、こちらの方でその後にもめるかということを考える範疇ではないということになりますし、今回こちらの方は、司法書士を通して届出をなさっているようですので、そのようなことはないと思っております。
議長	ほかにございませんか。 無いようですので、報告第 22 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について、を終わります。
◎報告	報告第 23 号の上程、説明、質疑
議長	報告第 23 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、を上程いたします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第 23 号の資料に基づき、報告を朗読) 詳細につきましては、佐藤主査よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(報告第 23 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより、報告に対する質疑を行います。 無いようですので、報告第 23 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、を終わります。
◎報告	報告第 24 号の上程、説明、質疑
議長	報告第 24 号、非農地と判断された農地について、を上程いたします。 事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第 24 号の資料に基づき、報告を朗読) 詳細につきましては、佐藤主査よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(報告第 24 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより、報告に対する質疑を行います。 無いようですので、報告第 24 号、非農地と判断された農地について、を終わります。
◎議事	議案第 37 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 37 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、番号 6 番、7 番を議題といたします。 議事参与の制限に該当する委員がおりますので、10 番 小林 ひろみ 委員は退席願います。 暫時、休憩いたします。
(暫時休憩)	(休憩中、小林 ひろみ 委員 退席)
議長	再開いたします。 事務局長より、議案の説明をお願いします。
事務局長	(議案第 37 号の資料に基づき、議案を朗読) 詳細につきましては、河村相談員よりご説明申し上げます。

議長	河村相談員。
河村相談員	(議案第 37 号の資料に基づき、番号 6 番、7 番の内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 本案は、事前に現地調査を行っておりますので、1 番 高橋 聡 委員より、 現地調査報告をお願いします。
1 番 高橋	1 番 高橋です。 農地法第 3 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 農地法第 3 条の規定による 6 番と 7 番の経営移譲に伴う使用貸借権設定の案件ですが、12 月 23 日に 2 番 秋葉 俊一 委員と事務局の河村相談員と私の 3 人で現地調査を実施しました。 いずれの案件も農地として適正に管理されており、許可基準を満たしているものと認められますが、多少の積雪の影響で確認漏れも想定されますので、委員各位におかれまして、指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	河村相談員。
河村相談員	ただいまの説明の中で、番号 6 番、7 番の合計面積について、訂正をお願いします。 (議案第 37 号の資料に基づき、番号 6 番、7 番の内容を訂正し説明)
議長	内容説明と現地調査報告が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 無いようであれば、採決したいかがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございませう。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第 37 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、番号 6 番、7 番について、許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、許可相当とすることに決定いたしました。 暫時、休憩いたします。
(暫時休憩)	(休憩中、小林 ひろみ 委員 着席)
議長	再開いたします。 続いて、農地法第 3 条の規定による許可申請について、番号 6 番、7 番を除く案件について、を議題といたします。
議長	河村相談員。
河村相談員	(議案第 37 号の資料に基づき、番号 6 番、7 番を除く 1 番から 5 番、8 番から 9 番の内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 本案は、事前に現地調査を行っておりますので、1 番 高橋 聡 委員より、 現地調査報告をお願いします。
1 番 高橋	1 番 高橋です。 農地法第 3 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 農地法第 3 条の規定による 6 番と 7 番を除いた 1 番から 5 番と 8 番から 9 番

	<p>の経営移譲に伴う使用貸借権設定の案件ですが、12月23日に2番 秋葉 俊一委員と事務局の河村相談員と私の3人で現地調査を実施しました。</p> <p>いずれの案件も農地として適正に管理されており、許可基準を満たしているものと認められますが、多少の積雪の影響で確認漏れも想定されますので、委員各位におかれまして、指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>内容説明と現地調査報告が終わりました。</p> <p>これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>無いようであれば、採決したいがいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございませう。異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>議案第37号、農地法第3条の規定による許可申請について、番号6番、7番を除く1番から9番について、許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員により、許可相当とすることに決定いたしました。</p>
◎議事	議案第38号の上程、説明、質疑、採決
議長	<p>議案第38号、農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局長より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>(議案第38号の資料に基づき、議案を朗読)</p> <p>詳細につきましては、河村相談員よりご説明申し上げます。</p>
議長	河村相談員。
河村相談員	(議案第38号の資料に基づき、内容を説明)
議長	<p>内容説明が終わりました。</p> <p>本案は、事前に現地調査を行っておりますので、1番 高橋 聡 委員より、現地調査報告をお願いします。</p>
1番 高橋	<p>1番 高橋です。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。</p> <p>農地法第5条の規定による農地転用の案件ですが、12月23日に2番 秋葉 俊一 委員と事務局の河村相談員と私の3人で、現地調査を実施しました。</p> <p>1番の案件についてですが、●●集落内の自宅南側に位置する農地で、西側は町道、東側及び南側は農地に面しております。</p> <p>住宅建設に伴う転用の内容で、隣接する農地に対する営農条件に悪影響を与えないと思われることから、転用に問題ないと判断してきましたので、報告いたします。なお、多少の積雪の影響で確認漏れも想定されますので、委員各位におかれまして、指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>内容説明と現地調査報告が終わりました。</p> <p>これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>17番 佐藤 繁 委員。</p>
17番 佐藤	17番 佐藤です。

	<p>資金計画で●●●円、全額借入のようですが、転用にあたっては、使用貸借権の設定となっていますが、購入ではないとすると、この権利設定の期間は何年なのでしょう。</p>
議長	河村相談員。
河村相談員	こちらについては、永久転用の使用貸借となっております。
議長	17番 佐藤 委員。
17番 佐藤	永久の使用貸借権の設定ということでありますので、購入する契約ではなく永久に借りるといえることですか。
議長	河村相談員。
河村相談員	今回の申請者は、親子関係にございまして、土地の方を永久に使用貸借することであります。
議長	<p>ほかにございせんか。</p> <p>無いようであれば、採決したいかがいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございまして。異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>議案第 38 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員により、許可相当とすることに決定いたしました。</p>
◎議事	議案第 39 号の上程、説明、質疑、採決
議長	<p>議案第 39 号、庄内町農用地利用集積計画について（一般事業）、を議題といたします。</p> <p>議事参与の制限に該当する委員がおりますので、7番 小野 隆 委員は退席願います。</p> <p>暫時、休憩いたします。</p>
(暫時休憩)	(休憩中、小野 隆 委員 退席)
議長	<p>再開いたします。</p> <p>はじめに番号 1 番について、審議いたします。</p> <p>事務局長より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>(議案第 39 号の資料に基づき、議案を朗読)</p> <p>詳細につきましては、佐藤主査よりご説明申し上げます。</p>
議長	佐藤主査。
佐藤主査	<p>はじめに、議案の訂正をお願いいたします。</p> <p>23 ページ、番号 11 番の権利の内容ですが、賃貸借権移転と記載されているところの移転を設定に修正していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、はじめに番号 1 番について、内容を説明させていただきます。</p>
佐藤主査	(議案第 39 号の資料に基づき、番号 1 番の内容を説明)
議長	<p>内容説明が終わりました。</p> <p>これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>無ければ、採決したいかがいかがですか。</p>

	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>議案第 39 号、庄内町農用地利用集積計画について(一般事業)番号 1 番について、原案に賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員により、原案のとおり決定いたします。</p> <p>暫時、休憩いたします。</p>
(暫時休憩)	(休憩中、小野 隆 委員 着席)
議長	再開いたします。
	次に、議案第 39 号、庄内町農用地利用集積計画について(一般事業)番号 1 番を除いた番号 2 番から 12 番について、審議いたします。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(議案第 39 号の資料に基づき、番号 2 番から 12 番の内容を説明)
議長	暫時、休憩いたします。
議長	再開いたします。
	佐藤主査。
佐藤主査	番号 3 番の●●さんと●●さんの案件ですが、合計面積を間違えて説明してしまいました。
	正しくは、3 番 畑の合計面積は、1,297 m <sup>2</sup> となっております。訂正させていただきます。
議長	内容説明が終わりました。
	これより本案に対する質疑を行います。
	無ければ、採決したいがいかがですか。
	(異議なしの声)
	異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。
	議案第 39 号、庄内町農用地利用集積計画について(一般事業)番号 2 番から 12 番について、原案に賛成の方、挙手願います。
	(挙手全員)
	賛成全員により、原案のとおり決定いたします。
議長	これをもちまして、令和 3 年第 12 回庄内町農業委員会総会を閉会いたします。
◎閉 会	(午後 4 時 25 分)

令和 年 月 日

上記は、令和3年第12回庄内町農業委員会総会の議事録であり、その内容に相違ないことを証するため署名する。

第12回庄内町農業委員会総会

議長 (番号及び氏名)

18番

議事録署名委員 (番号及び氏名)

3番

4番

書記